

## 発電量調整供給契約に関するよくあるお問い合わせ（FAQ）

- Q1. 発電量調整供給契約（以下、「発調」と言います。）の概要や要件などを教えて欲しい。
- A1. [託送供給等の概要 | 東北電力ネットワーク \(tohoku-epco.co.jp\)](http://tohoku-epco.co.jp)の「Ⅲ. 発電量調整供給の概要について」をご確認ください。

- Q2. 発電設備の新規連系または契約受電電力を変更する場合、系統連系申込と発調申込はいつ、どのように提出すれば良いか。

**※連系済み地点の売電先変更（発電側スイッチング）は、下記 Q9 を参照願います。**

### A2. 【高圧以上の場合】

系統連系申込：系統連系申込書（様式・資料等も含む）に記載・押印のうえ PDF 化し、メールにて提出をお願いします。

発調申込：発電量調整供給兼基本契約申込書（別紙も含む）に記載・押印のうえ PDF 化し、系統連系申込とあわせてメールにて提出をお願いします。なお、原本の郵送は不要ですが、PDF 化前のエクセル版の申込書もあわせてメール送付をお願いします。

また、発調申込の発電契約者名は売電先の小売電気事業者となることから、売電先の小売電気事業者が決まっていない場合は、下記 Q3 を参照のうえ申込をお願いします。

### A2. 【低圧の場合】

系統連系申込：系統連系申込書を郵送にて提出をお願いします。技術検討実施後に「系統連系承諾書」および「系統連系開始について」を通知いたします。売電先の小売電気事業者と系統連系開始日の調整後、「系統連系開始について」を小売電気事業者へご提出ください。

発調申込：小売電気事業者は、発電量調整供給兼基本契約申込書（別紙も含む）に記載・押印のうえ PDF 化し、発電者（申込代理人含む）より提出のあった「系統連系開始について」とあわせてメールにて提出をお願いします。なお、原本の郵送は不要ですが、PDF 化前のエクセル版の申込書もあわせてメール送付をお願いします。

〔発電設備の新規連系・契約変更時の各申込書の提出方法等〕

電圧	いつ・どのように	提出先（アドレスまたは郵送先）
特高	系統連系申込書と発調申込書を一緒にメール※（PDF）提出	特高提出先： <a href="mailto:s.keitourenkei02.cw@tohoku-epco.co.jp">s.keitourenkei02.cw@tohoku-epco.co.jp</a>
高压		高压提出先： <a href="mailto:s.keitourenkei03.vk@tohoku-epco.co.jp">s.keitourenkei03.vk@tohoku-epco.co.jp</a>
低压	系統連系申込書のみ先に郵送提出	郵送先：983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号 問合せ先： <a href="mailto:s.jukyuu33.nk@tohoku-epco.co.jp">s.jukyuu33.nk@tohoku-epco.co.jp</a>
	「系統連系開始について」と発調申込書をメール※（PDF）提出	提出先 ： <a href="mailto:s.hatcho-saiene01.df@tohoku-epco.co.jp">s.hatcho-saiene01.df@tohoku-epco.co.jp</a>

※メール提出について、1通あたりの受信容量上限（10MB）を超過した場合、弊社側で受信ができないことから、ファイル容量にご留意のうえ送信くださいますようお願いいたします。

Q3. 【高压以上】発調申込書は誰が申込すれば良いか（売電先の小売電気事業者（発電契約者）が決まっていなくても、誰が申込すれば良いか）

A3. 売電先の小売電気事業者（発電契約者）が決まっている場合は、当該小売電気事業者（発電契約者）から系統連系申込と併せて申込をお願いします。売電先の小売電気事業者（発電契約者）が未定の場合は、一旦発電者さまにて申込をお願いします。なお、その場合は発調申込書の特記事項欄に「売電先発電契約者未定のため発電者名で申込し、小売電気事業者（発電契約者）が決まりしだい修正申込します。」と記載いただき、売電先の小売電気事業者（発電契約者）が決まりしだい、当該小売電気事業者（発電契約者）から変更申込をお願いします。

Q4. 【高压以上】売電先の小売電気事業者（発電契約者）が未定のため、一旦発電者名義で発調申込書を提出するが、この場合の記入箇所を教えてください。

A4. 発電BGや系統コードを除き、原則全て記入いただきます。詳細は弊社ホームページの「[2. 発電量調整供給契約申込み](#)」の記入例（シート名：売電先未定時）をご確認ください。

Q5. 【共通】発調申込書は供給開始希望日（廃止希望日）の何日前までに提出すれば良いか。

A5. 申込みから供給開始（契約廃止）までの弊社事務処理期間として、申込書を不備なく受領し1か月程度（契約書等の取交しがない場合は10営業日程度）期間をいただいておりますので、お早めにお申込みをお願いいたします。

また、お申込みに伴い、計量器等の設備工が必要な場合は、上記手続期間とは別に工事期間も必要となりますのでご注意ください

Q6. 【共通】FIT（一般送配電事業者への売電）売電も発調申込は必要か

A6. FIT（一般送配電事業者への売電）の場合、発調申込は不要ですが、電力売電申込が必要です。弊社ホームページの「[4. 電力売電申込み](#)」をご確認ください。

また、逆潮流無し（自家消費のみ）の場合も発調申込は不要です。

Q7. 【共通】 系統連系申込内容に変更がある場合、発調の変更申込も必要か。

A7. 発調の変更申込も必要です。

Q8. 【共通】 発調開始日（＝系統連系開始日）が変更になる場合の手続きを教えてください。

A8. 変更後の開始希望日に修正した発調申込書の提出をお願いします。

Q9. 連系済みの発電所において、売電先変更（発電側スイッチング）する場合の手続きを教えてください。

A9. 【低圧卒FIT】 スwitching支援システムよりお申込みをお願いします。Switching支援システムの利用については、電力広域的運営推進機関の「Switching支援システム取扱マニュアル」を参照ください。 [⇒リンク先](#)

なお、Switching支援システムによる申込を行う場合、非特例発電BG（デフォルトBG）等の事前指定申込が必要です。詳細はメール（[s.hatcho-saiene01.df@tohokuepc.co.jp](mailto:s.hatcho-saiene01.df@tohokuepc.co.jp)）にてお問い合わせをお願いします。

A9. 【低圧卒FIT以外】 現在売電先の小売電気事業者（発電契約者）からの発調の地点廃止申込と新売電先の小売電気事業者（発電契約者）からの発調の地点追加申込がそれぞれ必要です。発調申込書に記載・押印のうえPDF化し、メール（[s.hatcho-saiene01.df@tohoku-epco.co.jp](mailto:s.hatcho-saiene01.df@tohoku-epco.co.jp)）にて提出をお願いします。なお、原本の郵送は不要ですが、PDF化前のエクセル版の申込書もあわせてメール送付をお願いします。

以上